

第4期（2019年度）協力型助成

国際的プログラムに関する助成 募集要項

公益財団法人 自然保護助成基金

協力型助成とは

協力型助成（旧提携助成）は、2016年度から開始した当財団の新しい取り組みです。当財団が、海外や国内の地域の自然保護問題に精通している経験豊富な団体と力を合わせ、プロジェクトのより高い成果を生み出していくことを意図して、本助成は生まれました。長期的な連携を視野に入れて、助成先を絞り込み、当財団がプロジェクトに積極的に関わっていくことが特徴です。

・採択団体とのコミュニケーションを大切にします

審査委員からのアドバイス提供や当財団研究員による現地視察を行います。また、12月に中間報告会を行い、審査委員や当財団研究員との議論を踏まえ後半の活動に活かしていただきます。

・地域社会との関係性を重視します

自然保護だけではなく、地域の様々なステークホルダーを巻き込み、経済発展も含め地域の持続可能な暮らしを確保しようとするプロジェクトを支援します。

国際的プログラム助成の趣旨ならびに目的

世界各地の多様な生物種、生態系、その基盤となる地形・地質、気候、水文環境は、人類の活動により破壊が進んでいます。現在、その自然環境を保全すると同時に賢明な利用を行うことを目指した、様々な国際的プログラムが各地で実施されています（世界自然遺産、ユネスコエコパーク、世界／日本ジオパーク、ラムサール条約登録湿地、世界／日本農業遺産など）。

本助成は、このような国際的プログラムの登録地、認定・認証箇所において、プログラムの趣旨に賛同して行われている国内の自然環境保全を目指した活動等を支援します。これらの国際プログラムへの登録、認定、認証を目指している団体の活動に対しても助成を行いません。

資金援助だけでなく、プロジェクトの活動に当財団も深く関わり、協力していくことでより良い成果が生まれるようサポートしていきます。

対象プログラム

- (1) 世界自然遺産
- (2) ユネスコ「人間と生物圏(Man and the Biosphere)計画」の生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）
- (3) 世界ジオパーク／日本ジオパーク
- (4) ラムサール条約登録湿地
- (5) 世界農業遺産／日本農業遺産
- (6) その他、これらに準じた国際的な自然環境保全を目的としたプログラム

対象団体

上記対象プログラム (1)～(6)において、

A. 登録、認定、認証されている地域の団体

- ・各地域の管理団体
- ・各地域で自然環境保全のための活動を行っている団体

- ・上記の団体のネットワーク組織

B. 登録, 認定, 認証を目指している地域の団体

- ・国際プログラムへの登録, 認定, 認証を目指している地域の管理団体
- ・各地域における管理団体の立上げまたはネットワーク組織の構築を目指している団体

以上の団体が対象となります。申請の際, 対象団体に該当するか不明な場合は, お問い合わせください。

内容

A. 登録, 認定, 認証されている地域の団体

- ・各プログラムの登録, 認定, 認証地域において保全の対象となっている自然環境の調査・研究
- ・各プログラムの登録, 認定, 認証地域における自然保護活動, 普及・啓発活動
- ・全国的ネットワークの推進, 強化を進め, 様々な地域において自然環境を保全する仕組みを構築する活動

B. 登録, 認定, 認証を目指している地域の団体

- ・国際プログラムへの登録, 認定, 認証を目指している管理団体が, 登録, 認定, 認証に際し, 障害となっている自然保護問題の解決のために実施する調査・研究または活動
- ・国際プログラムへの登録, 認定, 認証, および地域の自然環境の保全を目指す管理団体またはネットワーク組織の立上げ, および国際プログラムへの登録, 認定, 認証を目指すための普及啓発活動

以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ①営利を目的としたもの。
- ②特定の政党, 宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③他の機関からの委託を受けているもの。

助成金額

1件あたりの上限金額は100万円/年です。

助成期間

プロジェクトの実施期間は助成金交付後, 原則として1年間です。複数年希望する場合にも毎年申請し, 審査を受けることが必要となります。

ただし, 当財団の助成を2回以上受けたことがあり, 十分な成果を上げている団体については, 複数年にまたがるプロジェクトの申請を受け付ける場合があります。希望がある場合は事務局にご相談ください。

助成金の交付時期は2019年4月を予定しています。

審査方法

自然保護問題に関する有識者から構成される当財団審査委員会で審査の上, 理事会にて決定します。

審査の過程で計画について口頭や書面による説明を求める場合があります。

審査基準

1. 重要性・緊急性: 対象となる自然保護問題が, 社会, 対象地域において重要, 緊急であるか。
2. 関連性: 国際的プログラムが保全しようとする価値と関連しているか。

3. 地域との関わり：地域の様々なステークホルダーを巻き込み、地域の持続可能な発展に貢献するか。
4. 具体性：プロジェクトが具体的で、実施に無理がないか。
上記の点について総合的に判断し採択案件を決定します。

スケジュール

2018年12月17日	募集要項公開
2019年2月1日17:00	応募締め切り
2019年3月15日	審査結果公開
2019年4月1日以降	助成金交付

応募手続き

1. 申請書類の入手

申請書類は、当財団のウェブサイト <http://www.pronaturajapan.com/>よりダウンロードしてください。

2. 申請書の提出

審査は提出された申請書に基づいて行います。申請書をWord、支出計画・年間スケジュールをExcel、またそれらを電子ファイル（PDF）化したもので提出してください。容量が2MB未満の場合は電子メールに添付、それ以上の場合はファイル送信サービスを利用して、問い合わせ先のe-mailアドレスに送付してください。

なお、申請書提出後3日以内に当財団より受領の連絡がない場合には、ご連絡をお願いします。

応募締め切り

申請書は、2019年2月1日17:00（厳守）までに提出してください。

書類に不備がある場合、受理しないことがありますので、時間に十分余裕をもってご提出下さい。

申請書作成上の注意

助成金は、助成対象事業の実施に必要な直接経費で助成金費目一覧（別紙）に記されている項目とします。グループメンバーの人件費やグループ組織の運営管理に必要な一般管理費は助成の対象となりません。

各項目について、文字サイズ、行間等を調整していただいて結構ですが、文字は10ポイント以上とします。申請書のp.2～5については、図や表を用いて説明することも可能です。その場合、枠のサイズを変更して構いません。ページ数を増やすことはできません。詳細は申請書サンプルを参照してください。

結果の通知

審査結果は当財団ウェブサイトで公開します。結果は応募者全員に文書にて通知します。

助成金の支払い

助成金は、活動団体もしくは申請代表者の口座に入金します。

助成を受けた者の義務

1. 中間報告書の提出

2019年10月31日までに、それまでの活動内容や、目標の達成状況、新たに見つかった課題などを記した中間報告書を提出していただきます。

2. 中間報告会での発表

2019年12月上旬に、東京にてプロジェクトの中間報告会を行います。採択者には、これまでの活動の成果を発表していただきます。

3. 最終報告書の提出

2020年6月下旬までに、最終報告書を提出（当財団成果報告書に掲載）していただきます。

本助成金を用いて発行した書籍等の成果物は、当財団までお送りください。
その他、詳細は助成決定後に当財団と取り交わす覚書によります。

現地視察について

活動期間の前半7月～11月にかけて、当財団の研究員がプロジェクトの活動現場を視察し、活動内容および進捗状況の確認や、今後の方向性についてのディスカッションを行います（審査員が参加する場合があります）。

個人情報の取り扱い

当財団がこの助成事業により取得する個人情報は、審査作業および採択後に発生する助成金の事務処理に必要な範囲に限定して使用します。

問い合わせ先

〒150-0046 東京都渋谷区松濤 1-25-8

松濤アネックス 2F

公益財団法人 自然保護助成基金

tel: 03-5454-1789

fax: 03-5454-2838

e-mail: office@pronaturajapan.com

担当：渡邊真菜美